# 各疾病に関する質問票(質問票D 口蹄疫用)

## 1 法令及び定義

- a) 口蹄疫の疾病管理及び発生時の対応に関する法令・行動計画の名称と概要
- b) 法令等に定められている口蹄疫の発生等の定義

## 2 診断方法

- a) 口蹄疫検査の実施機関名 (スクリーニング、確定診断)
- b) 臨床検査あるいはスクリーニング検査から、確定診断までの検査のフロー 図
- c) 他の水胞性疾病(水胞性口炎、豚水胞病)との類症鑑別の実施方法

## 3 サーベイランス

- ※ 平常時の異常確認から通報、発生確認までのマニュアルや指針があれば 添付
- a) パッシブサーベイランスについて、
  - i) 臨床観察及び通報の実施者(飼養者、農場作業者、民間・公的獣医師等)
  - ii) 通報義務の法的な規定及び通報を怠った場合の罰則
  - iii) 通報先及び、通報後の対応の流れ
  - iv) 通報を奨励するための取組(農家に対する補償制度、農家とのコミュニケーション強化、啓蒙活動等)
  - v) 過去2年間の通報実績(通報件数、陽性件数)
- b) アクティブサーベイランスについて、
  - i) アクティブサーベイランスに用いられる検査方法と検査実施機関
  - ii) サンプリング方法とその根拠(検査対象となる母集団(地域、畜種、使途(乳用/肉用/肥育/繁殖)等)、それぞれの母集団毎の検査頭数とその根拠、対象個体の選定方法、採材の時期及び頻度、採材の実施者)
  - iii) 過去2年間の通常アクティブサーベイランスの地域別、畜種別実施実績 (飼養農場数、飼養頭数、検査農場数、検査検体数、陽性農場数、陽性 検体数)。※上記情報を含むサーベイランスレポート等がある場合は添付。

## 4 口蹄疫発生時の対応

- 注)以下の内容を含む防疫計画等を有する場合は、当該計画と該当箇所を示す
- a) 発生時の指揮命令系統と、中央政府と地方政府の役割分担、その他関係機 関の役割
- b) 移動制限区域の設定及び各ゾーン内での移動制限の内容、解除要件
- c) 発生農場における防疫対応(殺処分、死体の処理、洗浄、消毒等)
- d) 疫学調査の内容
- e) 関連農場 (発生時に追跡等の対象となる、発生農場等との疫学関連農場、

ハイリスク農場等)の定義と、それぞれにおける防疫対応(殺処分、移動制限、緊急ワクチン、集中サーベイランス、管理と殺等)

- f) 清浄性確認検査方法(検査名、サンプリング方法、対象個体、時期等)
- g) 補償制度(特に補償の対象、政府と生産者業界との支払い分担を明記)及びその法的根拠

### 5 ワクチン

- a) 口蹄疫ワクチンの製造、販売、流通、使用、輸入にかかる管理監督及びワクチン承認の実施機関
- b) 口蹄疫ワクチン利用に関する基本方針(接種義務あり、緊急時のみ使用、 使用禁止等)
- c) (ワクチン利用が認められている場合) 国で承認されている口蹄疫ワクチン の詳細 (メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種対象動物、接種のタイ ミング、野外株との識別方法)
- d) (ワクチン利用が認められていない場合) 過去に利用してきた口蹄疫ワクチンの詳細 (メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種対象動物、接種のタイミング、野外株との識別方法)
- e) 政府として口蹄疫発生時用の緊急ワクチンを備蓄しているか。備蓄している場合、そのワクチンの詳細(メーカー、製造用ワクチン株の種類、野外株との識別方法)。また、緊急ワクチン接種マニュアルがある場合は添付。

## 6 口蹄疫に関する国境措置

- a) 生体あるいは畜産物の輸入に関して、
  - i) 口蹄疫の発生国からの感受性動物及びその畜産物の輸入を認めているか。 認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(例:証 明書の添付、生体及び畜産物の現物検査)がとられるか。
  - ii) 口蹄疫ワクチン接種清浄国からの感受性動物及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(例:証明書の添付、生体及び畜産物の現物検査)がとられるか。
  - iii) 口蹄疫の非ワクチン接種清浄国からの感受性動物及びその畜産物の輸入 を認めているか。認めている場合、その条件は何か。どのような検疫措 置(例:証明書の添付、生体及び畜産物の現物検査)がとられるか。
- b) 周辺国で口蹄疫が発生した場合、どのような対応をとっているか。
- c) 発生疑いから確定診断までのどの段階で貿易相手国に通知を行うか。また、 どの段階でOIE通報を行うか。

### 7 口蹄疫の発生状況及び過去の発生時の対応

- a) 過去10年間の口蹄疫の発生状況(過去10年間に発生がない場合は最終 発生年)
- b) 過去3年以内(過去3年以内に発生がない場合は、最終発生時)の口蹄疫

## の発生毎の、

※回答にかえて、以下の内容を含むOIEへの清浄性認定申請資料等を提出しても可

- i) 発生の概要(初発例から終息までのクロノロジー)
- ii) 分離ウイルスの性状
- iii) 講じられた一連の防疫措置(移動制限地域の設定、緊急ワクチン、殺処分、洗浄消毒等)
- iv) 死亡、淘汰した家畜及び汚染物品の処理方法
- v) 周辺農場及び関連農場における集中サーベイランスの結果(検査名、検査 対象農場、検査対象個体と検体数、検査結果等)
- vi) 最終的な発生農場数(発生疑い農場含む)及び感染頭数(疑似患畜含む)
- vii) 原因究明の結果

- a) 口蹄疫感受性野生動物に対する口蹄疫コントロールプログラムまたはモニタリングプログラムはあるか。ある場合は、その内容を記載。
- b) 口蹄疫について、国内で地域主義・あるいはコンパートメントが適用されているか。例えば、地域ごとに異なる疾病ステータスが定められているか。
- c) その他実施している口蹄疫対策について記載



# 各疾病に関する質問票(質問票D 豚コレラ用)

## 1 法令及び定義

- a) 豚コレラの疾病管理及び発生時の対応に関する法令・行動計画の名称と概要
- b) 法令等に定められている豚コレラの発生等の定義

### 2 診断方法

- a) 豚コレラ診断の実施機関名 (スクリーニング、確定診断)
- b) 臨床検査あるいはスクリーニング検査から、確定診断までの検査のフロー 図
- c) 類症鑑別の実施方法

### 3 サーベイランス

※ 平常時の異常確認から通報、発生確認までのマニュアルや指針があれば添付(英語もしくは日本語)

- a) パッシブサーベイランスについて、
- i) 臨床観察及び通報の実施者(飼養者、農場作業者、民間・公的獣医師等)
- ii) 通報義務の法的な規定及び通報を怠った場合の罰則
- iii) 通報先及び、通報後の対応の流れ
- iv) 通報を奨励するための取組(農家に対する補償制度、農家とのコミュニケーション強化、啓蒙活動等)
- v) 過去2年間の通報実績(通報件数、陽性件数)
- b) アクティブサーベイランスについて、
  - i) アクティブサーベイランスに用いられる検査方法及び検査実施機関
- ii) サンプリング方法とその根拠(検査対象となる母集団(地域、畜種、使途(乳用/肉用/肥育/繁殖)等)、それぞれの母集団毎の検査頭数とその根拠、対象個体の選定方法、採材の時期及び頻度、採材の実施者)
  - iii) 過去2年間の通常アクティブサーベイランスの地域別実施実績(飼養農場数、飼養頭数、検査農場数、検査検体数、陽性農場数、陽性検体数)。※上記情報を含むサーベイランスレポート等がある場合は添付。

### 4 豚コレラ発生時の対応

- 注)以下の内容を含む防疫計画等を有する場合は、当該計画と該当箇所を示す
- a) 発生時の指揮命令系統と、中央政府と地方政府の役割分担、その他関係機関 の役割
- b) 移動制限区域の設定及び各ゾーン内での移動制限の内容、期間、解除要件
- c) 発生農場における防疫対応(殺処分、死体の処理、洗浄、消毒等)
- d) 発生後に実施される疫学調査の内容

- e) 関連農場(疫学関連農場、ハイリスク農場等)の定義と、それぞれにおける 防疫対応(殺処分、移動制限、緊急ワクチン、集中サーベイランス、管理と 殺等)
- f) 清浄性確認検査方法(検査名、サンプリング方法、対象個体、時期等)
- g) 補償制度(特に補償の対象、政府と生産者業界との支払い分担を明記)及び その法的根拠

### 5 ワクチン

- a) 豚コレラワクチンの製造、販売、流通、使用、輸入にかかる管理監督及びワクチン承認の実施機関
- b) 豚コレラワクチン利用に関する基本方針(接種義務あり、緊急時のみ使用、 使用禁止等)
- c) (ワクチン利用が認められている場合) 国で承認されている豚コレラワクチン の詳細 (メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種対象動物、接種のタイミング、野外株との識別方法)
- d) (ワクチン利用が認められていない場合) 過去に利用してきた豚コレラワク チンの詳細 (メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種対象動物、接種のタ イミング、野外株との識別方法)
- e) 政府として豚コレラ発生時用の緊急ワクチンを備蓄しているか。備蓄している場合、そのワクチンの詳細(メーカー、製造用ワクチン株の種類、野外株との識別方法)また、緊急ワクチン接種マニュアルがある場合は添付。

#### 6 豚コレラに関する国境措置

- a) 生体あるいは畜産物の輸入に関して、
  - i) 豚コレラの発生国からの豚及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(検査内容、係留検査、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
  - ii) 豚コレラワクチン接種国からの豚及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(検査内容、係留検査、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
  - iii) 豚コレラ非ワクチン接種清浄国からの豚及びその畜産物の輸入を認めているか。認めており場合、その条件は何か。どのような検疫措置(検査内容、係留検査、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
- b) 発生疑いから確定診断までのどの段階で貿易相手国に通知を行うか。また、 どの段階でOIE通報を行うか。
- c) 周辺国で豚コレラが発生した場合、どのような対応をとっているか。

## 7 豚コレラの発生状況及び過去の発生時の対応

a) 過去10年間の豚コレラの発生状況(過去10年間に発生がない場合は最終 発生年)

- b) 過去3年以内(過去3年以内に発生がない場合は、最終発生時)の豚コレラ の発生毎の、
  - i) 発生の概要(初発例から終息までのクロノロジー)
  - ii) 分離ウイルスの性状
  - iii) 講じられた一連の防疫措置(移動制限地域の設定、緊急ワクチン、殺処分、 洗浄消毒等)
  - iv) 死亡、淘汰した家畜の死体及び汚染物品の処理方法
  - v) 周辺農場及び疫学関連農場における集中サーベイランスの結果(検査名、検査材料、対象農場、検査対象個体と検体数、検査結果等)
  - vi) 最終的な発生農場数(発生疑い農場含む)及び感染頭数(疑似患畜含む)
  - vii) 原因究明の結果

- a) 野生豚・イノシシに関して
  - i) 野生豚・イノシシ等に対する豚コレラコントロール、モニタリング、サーベイランスプログラムはあるか。ある場合は、その内容を記載。サーベイランスに関しては直近の結果を示す。
  - ii) 周辺国に生息する野生動物における豚コレラの発生状況を把握しているか。 また、発生がある場合、それら周辺国と協力して野生動物における豚コレラ 対策を実施しているか。
- b) 豚コレラについて、国内で地域主義・あるいはコンパートメントが適用されているか。例えば、地域ごとに異なる疾病ステータスが定められているか。
- c) その他実施している豚コレラ対策について記載。

# 各疾病に関する質問票(質問票D アフリカ豚コレラ用)

## 1 基本情報

- a) アフリカ豚コレラの疾病管理及び防疫に関する法令・行動計画等の名称と概要
- b) アフリカ豚コレラに関する国境措置(アフリカ豚コレラ非清浄国からの輸入 条件、輸入検疫等)

※以降の質問については、要請国がアフリカ豚コレラについてOIEコードに規定される「歴史的清浄国」に該当する場合は回答不要。

## 2 診断方法

- a) アフリカ豚コレラ診断の実施機関名 (スクリーニング、確定診断)
- b) 臨床検査あるいはスクリーニング検査から、確定診断までの検査のフロー図
- c) 類症鑑別の実施方法

## 3 サーベイランス

- ※ 平常時の異常確認から通報、発生確認までのマニュアルや指針があれば添
- 付(英語もしくは日本語)
- a) パッシブサーベイランスについて、
  - i) 臨床観察及び通報の実施者(飼養者、農場作業者、民間・公的獣医師等)
  - ii) 通報義務の法的な規定及び通報を怠った場合の罰則
  - iii) 通報先及び、通報後の対応の流れ
  - iv) 通報を奨励するための取組(農家に対する補償制度、農家とのコミュニケーション強化、啓蒙活動等)
  - v) 過去2年間の通報実績(通報件数、陽性件数)
- b) (実施している場合)アクティブサーベイランスについて、
  - i) アクティブサーベイランスに用いられる検査方法及び検査実施機関
  - ii) サンプリング方法とその根拠(検査対象となる母集団(地域、畜種、使途(乳用/肉用/肥育/繁殖)等)、それぞれの母集団毎の検査頭数とその根拠、対象個体の選定方法、採材の時期及び頻度、採材の実施者)
  - iii) 過去2年間の通常アクティブサーベイランスの地域別実施実績(飼養農場数、飼養頭数、検査農場数、検査検体数、陽性農場数、陽性検体数)。※上記情報を含むサーベイランスレポート等がある場合は添付。

### 4 アフリカ豚コレラ発生時の対応

- 注) 以下の内容を含む防疫計画等を有する場合は、当該計画と該当箇所を示す
  - a) 発生時の指揮命令系統と、中央政府と地方政府の役割分担、その他関係機 関の役割

- b) 移動制限区域の設定及び各ゾーン内での移動制限の内容、期間、解除要件
- c) 発生農場における防疫対応(殺処分、死体の処理、洗浄、消毒等)
- d) 発生後に実施される疫学調査の内容
- e) 関連農場(疫学関連農場、ハイリスク農場等)の定義と、それぞれにおける 防疫対応(殺処分、移動制限、緊急ワクチン、集中サーベイランス、管理と 殺等)
- f) 清浄性確認検査方法(検査名、サンプリング方法、対象個体、時期等)
- g) 補償制度(特に補償の対象、政府と生産者業界との支払い分担を明記)及び その法的根拠

## 5 アフリカ豚コレラの発生状況及び過去の発生時の対応

- a) 過去10年間のアフリカ豚コレラの発生状況(過去10年間に発生がない場合は最終発生年)
- b) 過去3年以内(過去3年以内に発生がない場合は、最終発生時)のアフリカ 豚コレラの発生毎の、
  - i) 発生の概要(初発例から終息までのクロノロジー)
  - ii) 分離ウイルスの性状
  - iii) 講じられた一連の防疫措置(移動制限地域の設定、殺処分、洗浄消毒等)
  - iv) 死亡、淘汰した家畜の死体及び汚染物品の処理方法
  - v) 周辺農場及び疫学関連農場における集中サーベイランスの結果(検査名、検査材料、対象農場、検査対象個体と検体数、検査結果等)
  - vi) 最終的な発生農場数(発生疑い農場含む)及び感染頭数(疑似患畜含む)
  - vii) 原因究明の結果

- a) 野生動物に関し、
  - i) 野生豚・イノシシ及びダニ等のベクターに対するアフリカ豚コレラコントロール、モニタリング、サーベイランスプログラムはあるか。ある場合は、その内容を記載。サーベイランスに関しては直近の結果を示す。
  - ii) 周辺国に生息する感受性野生動物におけるアフリカ豚コレラの発生状況を 把握しているか。また、発生がある場合、それら周辺国と協力して野生動物 におけるアフリカ豚コレラ対策を実施しているか。
- b) アフリカ豚コレラについて、国内で地域主義・あるいはコンパートメントが 適用されているか。例えば、地域ごとに異なる疾病ステータスが定められて いるか。
- c) その他実施しているアフリカ豚コレラ対策について記載。

# 各疾病に関する質問票(質問票D 鳥インフルエンザ用)

LPAI:低病原性鳥インフルエンザ HPAI:高病原性鳥インフルエンザ NAI: 通報性鳥インフルエンザ (LPAI+HPAI)

## 1 法令及び定義

- a) NAIの疾病管理及び発生時の対応に関する法令・行動計画の名称と概要
- b) 法令等に定められているHPAI及びLPAIの発生等の定義(患畜・疑似患畜等)

## 2 診断方法

- a) NAI検査の実施機関名 (スクリーニング、確定診断)
- b) 臨床検査あるいはスクリーニング検査から、確定診断までの検査のフロー図
- c) 類症鑑別 (例:ニューカッスル病) の実施方法
- d) 抗体陽性時の対応

※抗体陽性のみ(ウイルス分離陰性、PCR陰性)でも発生とみなすのか等。

## 3 サーベイランス

- ※ 平常時の異常確認から通報、発生確認までのマニュアルや指針があれば添付(英語も しくは日本語)
- a) パッシブサーベイランスについて、
  - i) 臨床観察及び通報の実施者(飼養者、農場作業者、民間・公的獣医師等)
  - ii) 通報義務の法的な規定及び通報を怠った場合の罰則
  - iii) 通報先及び、通報後の対応の流れ
  - iv) 通報を奨励するための取組(農家に対する補償制度、農家とのコミュニケーション強化、啓蒙活動等)
  - v) 過去2年間の通報実績(通報件数、陽性件数)
- b) アクティブサーベイランスについて、
  - i) サンプリング方法の詳細とその根拠(検査対象となる母集団(地域、畜種、 使途(採卵/肉用/種鶏)等)、それぞれの母集団における検査羽数とその根 拠、対象個体の選定方法、採材の時期及び頻度、採材の実施者)
  - ii) 過去2年間の通常アクティブサーベイランスの地域別、家きん種別実施実績 (飼養農場数、飼養羽数、検査農場数、検査検体数、陽性農場数、陽性検体 数)。※上記情報を含むサーベイランスレポート等がある場合は添付。
- c) 野鳥サーベイランスについて、
- i) 野鳥サーベイランスを実施している場合は、その内容(所管機関、サーベイランス方法、対象地域、対象鳥種等)と、直近の結果
- ii) 検査室検査陽性時の対応

## 4 鳥インフルエンザ発生時の対応

- ※HPAIとLPAIで対応が異なる場合はそれぞれについて記載。
  - 注) 以下の内容を含む防疫計画等を有する場合は、当該計画と該当箇所を示す
- a) 発生時の指揮命令系統と、中央政府と地方政府の役割分担、その他関係機関 の役割
- b) 移動制限区域の設定及び各ゾーン内での移動制限の内容、期間、解除要件
- c) 発生農場における防疫対応(殺処分、死体の処理、洗浄、消毒等)
- d) 発生後に実施される疫学調査の内容
- e) 関連農場(疫学関連農場、ハイリスク農場等)の定義と、それぞれにおける 防疫対応(殺処分、移動制限、緊急ワクチン、集中サーベイランス、管理と 殺等)
- f) 清浄性確認検査方法(検査名、サンプリング方法、対象個体、時期等)
- g) 補償制度(特に補償の対象、政府と生産者業界との支払い分担を明記)及び その法的根拠

### 5 ワクチン

- a) 鳥インフルエンザワクチンの製造、販売、流通、使用、輸入にかかる管理監督及びワクチン承認の実施機関
- b) 鳥インフルエンザワクチン利用に関する基本方針(接種義務あり、緊急時の み使用、使用禁止等)
- c) (ワクチン利用が認められている場合) 国で承認されている鳥インフルエンザ ワクチンの詳細 (メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種のタイミング、 野外株との識別方法)
- d) 政府としてHPAI発生時用の緊急ワクチンを備蓄しているか。備蓄している場合、そのワクチンの詳細(メーカー、製造用ワクチン株の種類、接種のタイミング、野外株との識別方法)また、緊急ワクチン接種マニュアルがある場合は添付。

### 6 鳥インフルエンザに関する国境措置

- a) 生体あるいは畜産物の輸入に関して、
- i) NAIの発生国からの家きん及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(検査内容、係留検査、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
- ii) ワクチン接種清浄国からの家きん及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。また、どのような検疫措置(検査内容、係留検査、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
- iii) 非発生国からの家きん及びその畜産物の輸入を認めているか。認めている場合、その条件は何か。NAIに関してどのような検疫措置(検査内容、係留期間、証明書の添付、畜産物の現物検査)がとられるか。
- b) 発生疑いから確定診断までのどの段階で貿易相手国に通知を行うか。また、

どの段階でOIE通報を行うか。

c) 周辺国でNAIが発生した場合、どのような対応をとっているか。

# 7 鳥インフルエンザの発生状況及び過去の発生時の対応

- a) 過去10年間のNAIの発生状況(過去10年間に発生がない場合は最終発生年)
- b) 過去3年以内に発生したNAIについて(過去3年以内に発生がない場合は、 最終発生時)ごとに、
  - i) 発生の概要(初発例から終息までのクロノロジー)
  - ii) 分離ウイルスの性状
  - iii) 講じられた一連の防疫措置(移動制限地域の設定、緊急ワクチン、殺処分、 洗浄消毒等)
  - iv) 死亡、淘汰した家きんの死体及び汚染物品の処理方法
  - v) 周辺農場及び疫学関連農場における集中サーベイランスの結果(検査名、検査材料、対象農場、検査対象個体と検体数、検査結果等)
  - vi) 最終的な発生農場数(発生疑い農場含む)及び感染羽数(疑似患畜含む)
  - vii) 原因究明の結果

- a) NAIについて、国内で地域主義・あるいはコンパートメントが適用されているか。例えば、地域ごとに異なる疾病ステータスが定められているか。
- b) その他実施しているNAI対策について記載
- c) 類症鑑別によりニューカッスル病と診断された場合の防疫措置